

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年六月十九日法律第三十八号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法第七十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百四十八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四百四十九条の改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中航空法の目次の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第九十九条の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十九条の二を削る改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第九十九条の二の次に一項を加える改正規定、同法第三十二条の二の改正規定、同法第三十二条の三の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十四条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定、同法第五十条第十号の改正規定、同法第五十七号の次に一号を加える改正規定、同法第五十七号の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七号の五とし、同法の次に一条を加える改正規定、同法第五十七号の三の次に見出し及び一条を加える改正規定、同法第五十九号第二号の改正規定、同法第六十条の改正規定（同法第一号中「第九十九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第九十九条第四項」に改める部分に限る。）並びに同法第六十一条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条、第八条、第十条及び第十五条から第十七条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第五条、第六条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日